

平成 21 年 6 月 25 日

各 位

会社名 関西汽船株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒石 眞
コード番号 9152
上場取引所 東証 2 部 大証 2 部
お問合せ先 執行役員 三澤 豊
電話 (06)6574 - 9131

臨時株主総会および普通株主による種類株主総会
招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 25 日開催の取締役会において、平成 21 年 8 月下旬に開催予定の当社の臨時株主総会および当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会に係る基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、平成 21 年 8 月下旬に開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）および本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。）において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 21 年 7 月 11 日（土）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記録された株主をもって、本株主総会において権利を行使することができる株主といたします。

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 基準日 | 平成 21 年 7 月 11 日（土） |
| (2) 公告日 | 平成 21 年 6 月 26 日（金） |
| (3) 公告方法 | 平成 21 年 6 月 26 日発行 産経新聞朝刊 |

2. 本株主総会の日程・付議議案等について

当社は、本株主総会において、当社定款の一部を変更し、当社が発行する普通株式とは別の種類株式を発行できる旨の定めを新設すること、当社定款の一部を変更して当社の発行する全ての普通株式に会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する全部取得条項を付すこと、及び上記による変更後の当社普通株式全部の取得と引き換えに、別個の種類当社の株式を交付すること、その他必要な議案を付議する予定です。上記の議案については会社法第 322 条第 1 項第 1 号イにより、上記の議案については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号により、それぞれ本臨時株主総会の決議のほか、当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、上記 1. に記載のとおり、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することとしております。

また、本株主総会の開催日および開催場所、並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上